

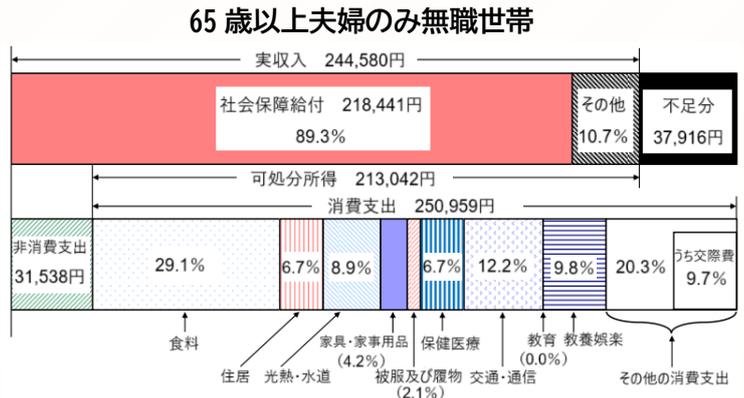
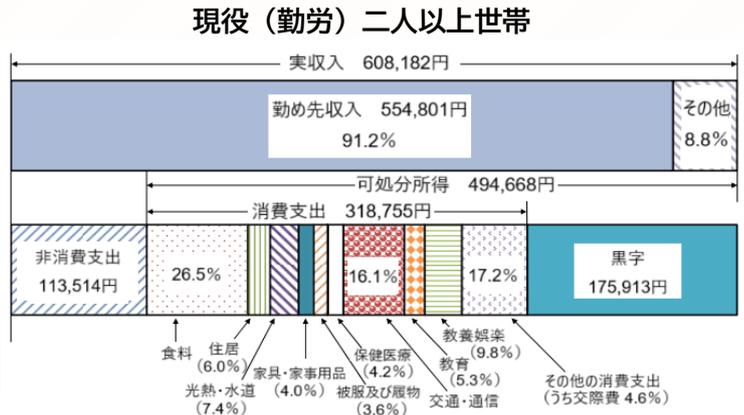
# さくらマネー通信 No.87

2024年  
10月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 収入に対して、実際に使えるお金はどのくらい？

働いて稼いでも全額自由に使えるわけではありません。税金や社会保険料が差し引かれ、残った部分が実際に使えるお金になります。これを可処分所得といいます。では、実際の可処分所得はどのくらいなのでしょう？家計調査によると、現役世代の可処分所得は494,668円で、実収入の81%。つまり、税・社会保険料の負担は、収入の2割程度ということがわかります。一方、65歳以上の無職世帯の可処分所得は213,042円で実収入の87%。リタイア世代でも税・社会保険料の負担は収入の1割強ということになります。もちろん、収入によりこの割合は異なります。自分の場合はどうなのか、一度調べてみてはいかがでしょうか？



出典:家計調査報告 2023年

## ? マネークイズのコーナー

給与の場合、収入から各種控除額を差し引いた金額に対して所得税が課せられます。では、学生のアルバイト収入は、通常いくらかを超えると所得税が課せられるのでしょうか？

- 1 年 100 万円
- 2 年 103 万円
- 3 年 130 万円



(答えは裏面にあります！)

## 今月のお知らせ

10月に旬を迎える松茸。近年日本では北欧の松茸が人気だそう。北欧産の松茸は日本の松茸とほぼ同じDNAを持ち、価格が安いのがその理由です。

そこで不思議なのが、ヨーロッパではほぼ松茸を食べないこと。日本人は好きなあの香りが、ヨーロッパでは受け入れられないそうです。

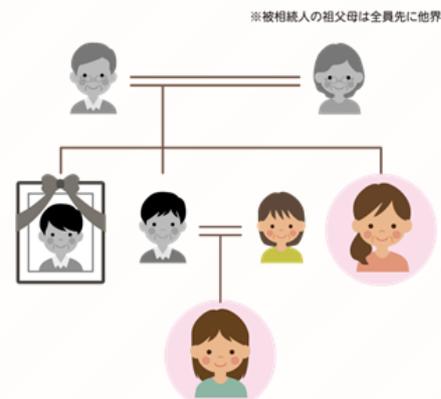


## コラム おひとりさまの相続、財産を渡したい人がいる場合は遺言を！

おひとりさまで相続が発生した場合について確認しましょう。親が他界していれば、兄弟姉妹が法定相続人になります。兄弟姉妹が他界しそれらに子がいれば、甥・姪が代襲相続人となります。しかし、甥・姪が他界していた場合、その子は相続人にはなれません。兄弟間の場合、代襲相続は甥・姪までとなります。

相続人がいない場合は、行政や利害関係者等からの申し立てにより、家庭裁判所が相続財産清算人を選任、官報公告をし、相続人がいないことの確認を行います。相続人がいないことが確定されると、債務などが清算され、残った財産は国庫に帰属、つまり国の財産となります。また、内縁の配偶者など特別縁故者がいる場合は、財産分与の請求を行うことができます。特別縁故者の財産分与請求は、相続人がいないことが確定してから3カ月以内に家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

「疎遠になっている兄弟姉妹には相続せず、お世話になった第三者に遺贈したい」という場合は、遺言書を作成しておきましょう。兄弟姉妹には遺留分（一定割合の遺産を取得できる権利）がないため、遺言書通りに財産を処理することができます。専門家に相談しながら、しっかりと内容を検討するとよいでしょう。



被相続人からみて弟・妹が相続人となるが、弟も死亡していた場合は姪が相続人に。

## A マネークイズの答え

答えは 3

学生のアルバイト収入の場合、収入から基礎控除 48 万円、給与所得控除 55 万円～、勤労学生控除 27 万円を控除することができます。よって 130 万円までは非課税となります。

（個別の控除額は考慮していません）

## 編集後記

### いよいよ秋、到来！

朝晩も少し肌寒い季節にようやくなってきましたね。

秋といえば、思い出すのがサンマ！今秋のサンマの漁獲量は2019年以来の高水準で、価格は前年並みからやや安いようです。

長引く物価高で疲弊する家計の助けにもなりそうですね。秋は食べ物のおいしい時期。

食べすぎには注意したいですね！

発行

合同会社さくらコンフォートライフ 鈴木 博幸

新 NISA・資産運用で、お悩みの方は、お気軽に！！

お問い合わせは LINE ID:suzukihiro827 まで！

